

平成17年第3回三笠市議会定例会

平成17年9月22日(第2日目)

議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第 2 | | 議案第45号、議案第51号から議案第60号まで及び議案第63号から議案第65号までについて(委報第5号) |
| 日程第 3 | | 議案第43号、議案第44号、議案第46号から議案第50号まで、議案第61号及び議案第62号について(委報第6号) |
| 日程第 4 | 議案第66号 | 三笠市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第67号 | 議員派遣について |
| 日程第 6 | 議案第68号 | 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 7 | 認定第1号 | 平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | | 認定第2号から認定第8号までについて |
| 日程第 9 | 意見書案第7号 | 自治体財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第8号 | 米国産等生馬鈴しょの輸入解禁に反対する要望意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第9号 | 耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書 |
| 日程第12 | 意見書案第10号 | 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書 |
| 日程第13 | 意見書案第11号 | 消費生活相談体制の充実・強化を求める意見書 |

出席議員(14名)

- | | | | | | |
|-----|----|-----------|-----|----|-----------|
| 議 長 | 9番 | 扇 谷 知 巳 氏 | 副議長 | 6番 | 田 中 茉莉子 氏 |
| | 2番 | 齊 藤 勲 氏 | | 3番 | 齊 藤 且 氏 |
| | 4番 | 佐 藤 孝 治 氏 | | 5番 | 儀 惣 淳 一 氏 |

7番 藤浪成憲氏
10番 猿田重夫氏
12番 北沢紘一氏
15番 岩崎賢治氏

8番 高橋守氏
11番 谷津邦夫氏
14番 熊谷進氏
16番 阿部進氏

欠席議員(2名)

1番 晴山貞光氏

13番 森田三男氏

説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
収入役	村本丈尋氏	企画総務部長	森原裕氏
企画振興課長	富樫誠氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	環境福祉部長	黒田憲治氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏	保健福祉課長	浜本和孝氏
経済建設部長	西城賢策氏	商工観光課長	杉淵則幸氏
建設管理課長	北山一幸氏	水道課長	作佐部盛秀氏
行革推進課長	松橋義明氏	教育委員長	大野政行氏
教育長	富樫繁樹氏	教育次長	吉田正幸氏
学校教育課長	中村正法氏	社会教育課長	田中哲也氏
病院事務局長 署長兼	深田智明氏	消防長	作佐部康則氏
総務予防課長	富田照男氏	生活安全センター長	工藤英美氏
監査委員	杉田忠正氏	監査委員事務局長	前田貢氏

出席事務局職員

議会事務局長 本田稔雄氏 総務係長 小田弘幸氏

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。
市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第1号、市の工事について御報告申し上げます。

そこに記載されている4件ございまして、まず、最初の公共下水道事業（単独）管渠新設第1工区の工事でございますが、工事場所は幾春別町4丁目。ここは、1カ所は田土金物店と、それからもう一カ所は観敬寺というお寺があるわけですが、その下の部分の下水道工事でございます。

それから、二つ目の公共下水道事業管渠新設第4工区の部分については、幾春別滝見町でございまして、ここの部分も、こちらから見ますと斉藤病院から後ろといいますが、そのところで約246.89メートルの管布設あるいはマンホール設置工でございまして、いずれも工期、それから工事請負人については記載のとおりでございます。

次、三つ目の三笠・幌内送水管電動弁改良工事でございますけれども、これは若草町の教育委員会と婦人センターとの間にありますところについて、送水管の取りかえ、主に電機装備の設備の工事でございますが、これは柏町の上にあります貯水池へ水を送る装置を全面的に改めるものでありまして、期間は11月30日までということであります。

それから、次の市道清住墓地1・2号線送水・配水管の改良工事についてでございますが、これも清住墓地線の部分で、平成16年から平成19年までの5年間の予定で順次工事をしております。今回は、奥田石材店がありますが、あそこからの上にちょうど上っていきますとカーブがあるところでありまして、そのところからずっと上段にかけまして工事をいたすものであります。

以上4件が三笠市の工事であります。

続いて、報告第2号であります。北海道工事についてありますが、これは三笠栗山線の傷んでいる舗装を直すということでございまして、工事の場所については、道道岩見沢桂沢線と道道三笠栗山線の交差点のところから、真っすぐ岡山の方に向かっていくところでございます。ちょうど萱野中学校の前を通過して、旧国鉄線路のあった踏切の近くまでということになります。これについては、7社が指名業者としてありました。三笠から1

社参加いたしておりますが、最終的にはそこに書かれている業者が工事を請け負ったということでもあります。

次、国の工事ではありますが、これは空知中央地区の北海幹線用水路三笠市市来知工区外一連工事ではありますが、これはちょうど岡山の交差点から峰延の方に向かっていくところに、ずっと行きますとちょうど達布の山にぶつかる、近づいたところがあるわけですが、その用水路といいますか、これが地盤が軟弱ということがあって、若干の沈下をしたという。そして、それに伴って損傷が起きたということで、そのため、そこを現在あるコンクリートの十字型の現施設を取り壊して、改めて水路を整備すると。もちろん、また沈下するおそれがありますから、そこ一帯をくい打ちをしてやるということでございます。これも指名業者は10社ございましたが、これには三笠の業者は参加いたしておりません。最終的に、工事請負については、そこに記載のされている企業が請け負ったということでございます。

以上、行政報告の追加分について、報告させていただきました。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第2 議案第45号、議案第51号から議案第60号まで及び議案第63号から議案第65号までについて（委報第5号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 委報第5号 議案第45号、議案第51号から議案第60号まで及び議案第63号から議案第65号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において民生経済常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出をされております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

（民生経済常任委員会委員長藤浪成憲氏 登壇）

民生経済常任委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第45号の条例制定案件1件、議案第51号から議案第60号までの条例改正案件10件、議案第63号、議案第64号の補正予算案2件、議案第65号の動産取得案件1件の計14件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第45号三笠市営バス設置条例の制定についての条文を含む主な質疑としまして、地域説明会の中で種々の問題点が指摘されたと思うが、地域から出てきた問題点をどの程度加味しているか説明会の経過を含め説明してほしいとの質疑があり、その答弁としまして、6月28日から8月28日までの2カ月間、計12回の説明会を実施した。各地区からさまざまな意見・要望があったが、極力反映できるようにまとめてきた。幌内線の運行にかかわる幌内地区での説明会では、小中学校に通う生徒たちが今の運行時間では遅刻をして学校に通っている実態があったので、その解消をするため、朝の運行を若干早める方向で検討、札幌行き高速バスとの接続を希望する意見も多数あったので、接続可能なような運行時間を考慮した。萱野線の運行にかかわる説明会では、各地区の説明会の中で岩見沢まで路線をつないでほしいとの要望があり、中央バスと協議した結果、岡上で接続が可能となった。また、札幌行き高速バスが12月1日から萱野で停車することを受け、停車場所に待合所が欲しいとの要望があり、今後の検討とさせてほしいと回答している。山の手線の運行にかかわる山の手地区での説明会では、市民センターに55名が参加し、最初の計画段階で説明を行っている。特に質問はなかったが、中にはイオンへの直行便が欲しいとの意見があった。8月4日に開催された山の手地区連合町内会役員会の場で、7月15日開催した市営バスの説明会の内容が事務局長より報告があった後、市側から変更になった部分について、町内会長に説明を行っており、特に意見・要望はなかったとの答弁がありました。運行時間については、住民に説明しているのか。決定しているのであれば、議会に報告することは可能か。また、停留所にかかわる補正予算案が提案されているが、過去の委員会では手を挙げた人をフリー乗車させてはどうかとの意見もあったと思うが、どのような検討がされたかとの質疑があり、その答弁として、中央バスが12月1日から冬の運行ダイヤに変更するので運行ダイヤは確定していない。今はまだ案の段階なので、住民にも説明はしていない。冬の運行ダイヤが確定した段階で議会に示したい。また、フリー乗車については、3月議会の予算審査の委員会で指摘を受け、調査してみたが、追突事故などの例が結構あり、フリー乗車は危険と判断した。バス停付近で合図をした方がいた場合は乗せるが、基本的にフリー乗車は考えないとの答弁がありました。そして、三笠から岩見沢まで市営バスを走らせることはできないのかとの質疑に対して、現岩桂線は三笠ターミナルから岩見沢ターミナルまで400円で走行しており、市営バス

は一律200円としているので、中央バスの経営を圧迫することと、路線が重複することから走らせることはできないとの答弁がありました。バス2台について、購入費の内訳を説明してほしい。また、何年使用することができるのかとの質疑に対し、その答弁として、バスは2台で1,501万5,000円で購入し、過疎債で980万円、道の補助金が100万円、残りの421万5,000円が一般財源。バスの運行は1台当たり年間5万キロを走行するので、五、六年で更新する予定であるとの答弁がありました。利用者区分について、条例上では1歳児であって乗せてほしいと言ったら乗車できるという内容となっているが、乗車を拒否する条文もあるが、どのような取り扱いをするのか。また、この部分に関してどのような議論をしていたのかとの質疑に対して、その答弁として、幼児は1歳から6歳未満と区分し、幼稚園に通う場合を想定し、中央バスの実態を調べてみたが、自分で乗り降りできる者が乗車可となっている。条例第18条には、利用の制限を設けているので、一人で乗車できない利用者は乗車を制限したいとの答弁がありました。利用の制限を運転手が判断するのは大変なことだし、何を基準とすればよいのかもわからない。市民に周知するときは、細目的に明示する必要があるのではないかと質疑に対し、その答弁としまして、利用者について、基本は一人で昇降できるのが前提となるので、幼児に限らず高齢者にも言えることであり、線引きをするのはどこの自治体も苦慮している。いずれにしても、運行に当たっては、細かい部分を委託会社としっかり契約し、市民周知を図っていききたいとの答弁があり、討論もなく、議案第45号三笠市営バス設置条例の制定については、原案可決するものと決定しました。

次に、議案第51号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決するものと決定しました。

次に、議案第52号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決するものと決定しました。

次に、議案第53号から議案第60号までについてを一括議題とし、条文も含む主な質疑としまして、指定管理者制度について、新年度から何施設取り入れるのか、業者を想定しているとのことなのか、どのような考えを持っているのかとの質疑に対して、議案第53号から議案第60号までは平成18年4月1日から指定管理者制度に移行する前提で条例改正を行いたいというものであり、移行前提である。35施設中、指定管理者制度に移行できる18施設と市直営でやる17施設に分けた。移行できない17施設については、今後検討していく。受け皿としては、市内業者を優先し、18施設については、現在管理委託をしているところに指定管理者制度で移行したい。12月議会に相手との協定の議案を提案したい。民間活力を使うのが大前提であり、平成18年4月1日から18施設移行を考えているとの答弁がありました。公営住宅の集会場などは、管理問題等シビアな問題が出てくる。よほど慎重にやってほしいとの、その辺を検討した課題があるかどうか。また、公営住宅の場合、地域の運営が指定管理者制度の趣旨に合うのかどうかとの質疑に対して、現状の指定管理者制度に移行するのは大きな影響はない。公営住宅の集会所に関し

ては、自立のときに廃止する考えがあったが、10カ所中の8カ所が自分たちで運営させてほしいとのことだった。今回の検討の中で、本当に指定管理者制度になじむのかどうかを検討したが、指定管理者制度にきちんとのせた上で考えていこうということになった。指定管理者制度に移行することによって、大きな問題は生じないと判断している。住民対応はしっかり取り組みたいと考えている。公営住宅の地域運営については、民間NPO等の法人格にこだわらないというのが法の趣旨であり、町内会の自主的管理については、住民が本当に使いやすい施設にするというのが目的なので問題なく、逆になじむと考えているとの答弁がありました。

議案第53号から議案第55号の指定管理者先に考えられる社会福祉事業団は、現状、理事長が市長、副理事長が助役ということだが、今後の処遇はどうなるのか、また、委託料を支出しているが、今後はどうなるのかとの質疑に対して、議案第53号から議案第55号の6施設は12月議会で提案するが、社会福祉事業団に指定管理者制度で委託したいと考えている。社会福祉事業団の体制については、現状では変える予定はない。委託する仕組みについては大きく変える。現状では、介護保険収入と措置費の収入は一般会計に入れ、歳出では必要なお金を人件費を含め委託料として支出しているが、指定管理者制度は運営ということも入っており、収入は直接施設に入れ、そのかわり委託料も出さず、みずからの運営はみずからでという姿勢でやってもらう。措置費は三笠市とか歳入できないので、委託料という形で同額を支出する。収入の中で運営をしてもらう。ただし、施設は市のものなので、大きな修理等はどこがするのかという詰めが残されているが、それ以外の利用料金の徴収なども施設でやってもらう。自主管理を一步前進したい。また、公的な部分が入らない純然たる民間移行を強く思っている。長期的なプランで民間に委託したいと考えているとの答弁がありました。事業団については、問題は施設の償却費を通常の運営費によって賄えるかどうかと思うが、12月に功罪を明確にしてもらいたい。また、民間でお金を出しても、引き受ける企業があれば、いつでも引き受けさせればよく、前進する過程の中で、現手法を取り入れるのがよいが、基本は民間委託なので、12月に提案することは完全なる民間委託をしたらどうなるかということの詳細を出してほしい。また、35施設については、管理委託できるとなっているが、あとの71施設はどのようになっているのかとの質疑に対して、介護施設の詳細は12月議会に出したい。また、12月議会では、4年間の協定を結ぶことが原則であるので、4年間分の債務負担についても、12月議会に提案したい。現状の事業団の収入については、三笠市に入る収入の介護報酬が支出する委託料を年間4,000万円上回っておりもうけていたが、介護保険の見直しにより大幅の収入減となり、もうけが1,000万円ぐらいに減ってしまう。起債の償還については、現在3,400万円払っている。今までの現状から起債の償還をし、運営をすることができたが、今回の制度改正により、起債の償還までは困難なことから、まず第一歩として、みずから運営することに踏み切ったということで受け止めてもらい、これから純粋な民間委託に向けて努力していきたい。また、管理を委託するのが35施設で、業務を

委託する、もしくは何もないのが71施設となっており、基本的に積極的に指定管理者制度に移行したいと考えており、受け皿の育成も含めてやっていきたい。条例にのせるときは、必ず指定管理者制度に移行するという前提で条例改正し、これから逐次やっていきたいとの答弁があり、議案第53号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号三笠鉄道村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号ファミリーランドみかさ遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号三笠市桂沢山の家設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号三笠市スキーリフト設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、特段の討論もなく、原案可決するものと決定しました。

次に、議案第63号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決するものと決定しました。

次に、議案第64号平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決するものと決定しました。

次に、議案第65号動産の取得についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決するものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第45号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第51号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第52号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第53号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第54号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第55号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第56号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第57号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第58号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第59号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第60号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第63号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第64号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、議案第65号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、議案第45号、議案第51号から議案第60号まで及び議案第63号から議案第65号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第45号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第45号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第45号三笠市営バス設置条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第51号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第51号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第52号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第52号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第53号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第53号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第53号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第54号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第54号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第54号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第55号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第55号三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第56号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第56号三笠鉄道村設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第57号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第57号ファミリーランドみかさ遊園設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第58号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第58号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第58号三笠市桂沢山の家設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第59号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第59号三笠市スキーリフト設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第60号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第60号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第63号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第63号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第64号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第64号平成17年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第65号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第65号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第65号動産の取得については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第43号、議案第44号、議案第46号から

議案第50号まで、議案第61号及び議案第62号について（委報第6号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 委報第6号 議案第43号、議案第44号、議案第46号から議案第50号まで、議案第61号及び議案第62号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において総務常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

猿田委員長、登壇報告願います。

（総務常任委員会委員長猿田重夫氏 登壇）

総務常任委員会委員長（猿田重夫氏） さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第43号、議案第44号、議案第46号から議案第50号まで及び議案第61号の条例案件8件と議案第62号の補正予算案件1件、計9件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

最初に、議案第43号三笠市人事行政の運営等状況公表条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号三笠市職員修学休職条例の制定については、条文審査を含めた主な質疑としまして、条例案を提案したきっかけは何か、なぜ今時期の提案なのかとの質疑に対し、職員側からの希望がきっかけであり、なぜ今は、希望があった職員が来年度から大学院に修学するためとの答弁がありました。職員の身分保障をするなら、目的をはっきりとさせなければならない。守秘義務に反しない程度で氏名を教えてもらいたい。また、その新しい知識は、どの程度三笠市に還元されるのかとの質疑に対し、目的は職務上経験した中でさらに知識を深めるためであり、氏名の公表は守秘義務というわけではないが、条例が整備されていない関係上差し控えたい。今のところ2名が希望している。職種は、1名が条例関係で知識を深めたいという理由であるとの答弁がありました。現在、大学卒業の知識で仕事をしていると思うが、大学院の知識の必要性があるのかどうか、職場に穴があくと思うが、そこまでやる必要があるのかどうかとの質疑に対し、行く本人にとって休職となることから生活上大変だが、それでも希望を持っている職員がいる。行く大学院は専門的なものなので、その知識を有効に活用させていきたいし、その資格が三笠市に活用される。何とか職員の希望をかなえてやりたい。職員に対しては厳しいが皆でカバーしてやりたいとの答弁がありました。職員の知識の向上はよいことだが、休職期間満了後に三笠市の職員として必ず帰ってくるということがなければ、だめになる。もっとよい自治

体や民間があれば、そちらに行くということになるのではないか。優秀な人材の流出につながると思うが、そのあたりはどうか、何かよい方策を考えてほしい。また、法的拘束力についてはどうかとの質疑に対し、職業選択の自由の観点から、必ず復職するということが条例にのせるわけにはいかないが、申請段階で本人の意思を確認し、総合的な判断をした中で、最後は市長が判断をする。休職期間中も一定の報告を求めるなどの対応をしたい。また、法的拘束力についてはないとの答弁がありました。専門的な知識を三笠市に還元するのは、あくまで本人の能力の問題であって、資格を持っていることで対外的に効果があるのかとの質疑に対し、職場によっては、その資格があることによって、市の評価が上がる部分もある。還元するのは確かに本人の努力もある。十分発揮してくれると思っているとの答弁がありました。給料を支給しないということだが、共済掛金の負担分はどうか、また、復職後、給与体系はどうかとの質疑に対し、共済掛金の市負担分については、今までどおり市が負担する。復職後の給与については、例えば休職期間が2年であれば、2年後の給与に戻すとの答弁がありました。対象者2名のうち一般職については、復職後同じ職場に復帰させるのかとの質疑に対し、復職したらもとの職場に復帰させる。そこに何年いるかについては、現段階ではいつまでとは言えないとの答弁がありました。条例制定のきっかけは、職員の強い意向ということだが、申請があればすべて許可するのかとの質疑に対し、市が必要としている業務に限る。申請すべてがよいとはならない。今後、出てくるのは少ないとは思っている。市としてマイナス面は人員減になることだが、これは残された者、皆でカバーしていきたいとの答弁がありました。国家公務員も研修に出すと帰ってこないということが報じられた。全道で初めてのケースで市長の思いはわかるが、危惧する部分もある。お互いが必要としているのであれば、修学資金の貸し付けだけでもしてあげられないのか。全額自己負担では、恵まれた者しか行けないのではないか。また、職業選択の自由からいけば、ヘッドハンティングに遭ったらどうするか。毎年、職員が減っていく中で何か担保がなければ不安である、絶対に自信が持てるかとの質疑に対し、今回は職務に専念する義務からいけば、異例のことである。修学資金を出すことは財政的に無理である。あくまで例外的な扱いであり、この条件でも行くならということで門戸を開いた。ヘッドハンティングの問題については、内部でもかなり議論した。本人と市の中で何らかの約束をしなければいけない。どの程度、効力があるかわからないが、きちんと結ぶことを考えたい。約束事は果たしてもらおうとの答弁がありました。職員間の気持ちが皆で後押しをするという状況になっているのか。また、今回の市の採用試験にはたくさんの方が試験を受けていると思うが、その中に資格を持っている人はいないのか。いれば、そういう人でカバーできないのかとの質疑に対し、ほかの職員にも一定の理解を得られていると思う。市の採用試験では資格を持っている人はいないとの答弁がありました。この条例は、将来の三笠のためにやる条例であり、リスクは双方あるのは確かだが、お互いのリスクを薄める努力をしてほしい。チャンスは公平に与えるべきであり、たまたま2人いたからということではなく、長いスパンで見れば職員全体がレベルアップ

プできるようにしてほしい。今後、もう少し細かい部分まで詰めてほしいとの質疑に対し、全国に先駆けてやった条例であり、注目をされている。当面2人だが、厳しい条件でも職員の希望が出ることはありがたいことである。今はこういう形でスタートさせてもらい、今後も職員の意見を聞きながらやっていきたい。全国に先駆けてやっているため、参考になるものがない状況である。指摘されたことを踏まえ、より円滑にいくよう努力したいとの答弁がありました。最後に、理事者側から補足説明として、復職と一定期間の在職に対する法的な見解が示され、その内容としては、全国では唯一条例を制定している芦屋市と弁護士の見解として、基本的に職業の選択の自由は憲法で保障されていることなので、本人とどのような約束をしても法的に効力はない。やめるときに何らかのペナルティーを与えることができるかどうかについても、弁護士は個人の権利なのでそれも困難であるとの見解を示したが、本人の意思と行政の意思がしっかりとつながっている必要があり、職員との信頼関係をしっかりとって、また、法的な拘束力は持たないが、少しでも本人にプレッシャーをかける意味で、本人と親等に復職に関する誓約書を交わしたいとの説明があり、特段の討論もなく、議案第44号三笠市職員修学休職条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

その後、議案第44号に対し附帯決議の提出があり、その内容は、新たな条例制定であるにもかかわらず、詳細を記した規則がまだ整備されていないことから、詳細がわからない状況である。懸念される部分として、制定理由にある「高度な専門知識を習得し、三笠市にその成果を還元すること」に関する復職への確証が不明なため、今後の規則策定に当たり、復職へのより確実性の高い規則の制定と修学成果の三笠市への還元について努力されることを要望し、本議案に対する附帯決議といたしますとの内容であり、全会一致をもって決議しました。

次に、議案第46号三笠市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含めた主な質疑としまして、条文に「民俗技術」が追加されたことにより、三笠ではどんなことが想定されるのかとの質疑に対し、三笠では現在伝承されているものは何もないと答弁があり、特段の討論もなく、議案第46号三笠市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、条文

審査を含め、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号三笠市婦人センター設置条例等の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含めた主な質疑としまして、条例改正では直営で管理するとなっているが、地区市民センターは今まで連合町内会を中心に管理運営してきているが、直営となると臨時職員を雇用して運営するのかなどの質疑に対し、今までと同様の取り扱いで考えている。現在、管理を委託するという条項があるものについては、指定管理者制度に移行しなければならない。今回、条文を削除した施設については、指定管理者に移行しないで、市の直営で運営しながら、業務の一部を委託するという事で理解願いたいと答弁があり、特段の討論もなく、議案第61号三笠市婦人センター設置条例等の一部を改正する条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号平成17年度三笠市一般会計補正予算については、審査の順序としまして、補正予算総括表、歳出ごと、款ごと、歳入全般、予算事項別明細書、補正予算書の順に審査を行いました。最初の補正予算総括表については質疑はなく、次に歳出の審査に入り、第2款総務費の主な質疑として、中央バスへの補助金について、単年度ベースで幌内線、萱野線は幾らの支出だったのかなどの質疑に対し、平成17年度見込みで、幌内線841万2,000円、岩桂線は355万9,000円、計1,197万1,000円であるとの答弁がありました。三億数千万円の代替交付金については、1万8,000人の市民に交付されたもので、公正・公平に還元すべきで、もっと違う手法も考えるべきである。今回、諸般の事情で3路線の運行を計画し、住民ニーズを聞いてきたのは理解しているが、問題は利用者見込みで、萱野線などは年間1,800人、ほかの路線と比較してもいかに利用者が少ないかわかる。実際に、12月から3月まで実施し、利用者の数など詳細を把握する必要があるのではないかと。桂沢線が廃止になったときは、観光ホテルのバスを運行させたり、違う手法をとってきた。一部の地域だけというのは、公正・公平の観点からいくと問題があるのではないかと。今回の路線バスを運行するに当たって、三笠の各地区で説明会を実施してきた。幌内線については、運行時間に若干の要望があったぐらいでニーズに応じるように計画している。萱野線については、説明会と役員会を含め3回開催、計画当初は岩見沢まで行かず、萱野を袋型に戻ってくる計画で説明したが、地元からは岡山で岩見沢線と結んでほしいという強い意向があって、中央バスと協議した結果、接続可能となった。また、現在、中央バスで運行している5便については利用しづらいダイヤとなっており、時間調整を行うとして、最低必要な便として6便を計画した。各地区からの理解は得たと思っているが、何分利用者が少ないので、どんどん利用してもらおうように話をし、利用が少ない場合は見直すことも説明している。経費については、運行距離を案分しているのでも、逆に幌内線だけを走らせても同じ経費がかかる。18年度収支見込みの支出合計額では1,993万7,000円となっているが、仮に幌内線だけでも1,900万円を超える額がかかる。萱野線は、今後中央バスと岩見沢市との協議があるが、生活の足を確保するのが前提なので、住民の意向を尊重し、経過を見ながら対

応していきたいとの答弁がありました。

次に、第3款民生費については特段の質疑はなく、次に、第4款衛生費での主な質疑としまして、アスベスト問題に関して、今後、相談窓口的なものを考えているかとの質疑に対し、三笠市は他市に比べて立ち上がりが遅くなったが、早急に庁内の体制を含めて市民対応をできるよう体制をつくっていきたいとの答弁がありました。

次に、第7款商工費については特段の質疑はなく、第8款消防費での主な質疑としまして、アスベストに関しては新聞報道を見る限り新たな立法の動きがあるようだが、何か情報をつかんでいるのかとの質疑に対し、各政党間で新たな制度をつくって補助制度にのせようという動きはあるが、今のところ新たな制度について具体的に提示されたものは何もないとの答弁がありました。

次に、第10款教育費での主な質疑といたしまして、現在やぐらは盆おどり実行委員会の帰属となっているが、今後やぐらを通年で中央公園に設置するとなれば、公共施設内の設置物になることと、市のシンボルタワー的な活用をしていくとなれば、完全に三笠市としてのことであるし、管理上、補修費用等々のことを考えれば、帰属については実行委員会と協議の上、一定の結論を出す必要があるのではないかとの質疑に対し、通年で設置するとなれば、市のシンボルとして観光のことも含めて、どう対応していくのか考える必要がある。実行委員会と十分協議した中で検討していきたいとの答弁がありました。

次に、歳入については特段の質疑もなく、議案第62号平成17年度三笠市一般会計補正予算について、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、議案第43号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第44号について質疑を行います。

阿部議員。

16番（阿部 進氏） 委員長の報告を聞いていましたら、報告の大半がこの44号に集中していたというふうに、私は理解します。それで、具体的事項には最終的に入るのですが、これ43号も同じなのですが、委員長報告は文句なしに市長の提案どおり全部44号を含めて原案どおり可決したと、こういう認識の報告だと、こう思っております。

それで、付託された審議の内容には多種多様な論議があったというふうに理解しますが、委員長の報告は文句なし、慣行でもあります委員会における報告事項の内容は委員長に一任をすると、こういう決定に従って委員長は責任ある報告をしたと、こういうふうには理解します。違ったら、説明を求めたいと思っております。

それから、三つ目には、この44号を含め報告以外に本会議で議決すべき事項等がなかったというふうに理解をしたいのですが、この点についての回答はいただきたいと思っ

ています。

次に、具体的事項として、では市長の提案どおり44号が原案可決されたのだが、その後で附帯決議があったと、こうなっています。そして、附帯決議はどういう理由で決議になったかという内容説明が、これは全会一致、委員長一任という立場、この委員会の議決をもらって、委員長が責任ある立場で報告したと。その中に、報告以外に本会議で議決すべき報告は一切ありません。だから、報告事項にある内容以外は、本会議において議決すべき文言等はありませんという認識に立ちますが、そのとおりかどうか。

それで、もしこれから委員長の報告を受けるのですが、私はできれば1回で終わりたいと思っています、質問は。その意味で、総務委員である議長、それから、委員長の補佐をした事務局長、委員長の答弁に異議のある場合については、付加をいただきたいと、こう思っています。1回でやめたいと思いますが、他の委員から出まして、関連事項があったら、残った2回については再質問させていただきたい。

以上、申し述べて、答弁願いたい。

総務常任委員会委員長（猿田重夫氏） ただいま私について質問されましたけれども、1から4まではそのとおりでございます。5についても、そのとおりでございます。

議長（扇谷知巳氏） 阿部議員、いいですか。

16番（阿部進氏） 異議がなかったら、それでいいのですよ。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第46号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第47号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第48号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第49号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第50号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第61号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第62号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第43号、議案第44号、議案第46号から議案第50号まで、議案第61号及び議案第62号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第43号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第43号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第43号三笠市人事行政の運営等状況公表条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第44号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第44号三笠市職員修学休職条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第46号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第46号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第46号三笠市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第47号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第47号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第47号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する

条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第48号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第48号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第48号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第49号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第49号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第50号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第50号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第50号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第61号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第61号三笠市婦人センター設置条例等の一部を改正する条例の制定については、

総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第62号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第62号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第62号平成17年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第66号 三笠市教育委員会委員の任命について

議長(扇谷知巳氏) 日程の4 議案第66号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第66号三笠市教育委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員小野京子氏の平成17年9月30日付任期満了に伴い、その後任者として、新たに高篠敦子氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

高篠敦子氏は、昭和29年1月2日生まれで51歳、住所は三笠市西桂沢411番地であります。同氏は、昭和56年4月、堀川林業株式会社に入社し、現在に至っております。三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第66号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

議長(扇谷知巳氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第67号 議員派遣について

議長(扇谷知巳氏) 日程の5 議案第67号議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、
文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。
続いて、お諮りします。

議案第67号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第67号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長(扇谷知巳氏) 日程の6 議案第68号議会運営委員会及び各常任委員会所管事
項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、
文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第68号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第68号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第7 認定第1号 平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の7 認定第1号平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 認定第1号平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成16年度予算は、三位一体改革による国庫補助負担金の見直し、税源移譲及び普通交付税制度改革の予算反映初年度であり、また、地方財政計画における歳出の見直しと合併市町村への特別交付税の大幅配分が予想され、非常に厳しい財政背景の中、自立元年として自立プランに沿って、限られた歳入に見合うよう補助金や委託料等の必要経費の見直しのほか、裁量的経費の一律20%カットをするなど、徹底した歳出見直しによって、予算規模を前年度より大きく縮減した中で、第7次総合計画の推進を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを基本目標に、住民と行政が一体となった安定的な財政運営を目指して予算編成を行いました。

また、政策的予算においては、地域住民の生活に直結する必要最低限の事業を厳選して措置するとともに、年度途中においては、歳入ではごみ処理費の有料化、歳出では北ガス建設による住宅団地用地のための用地売り払いに係るもののほか、新たにぬくもり除雪サービスに係る経費や、緊急地域雇用特別基金事業費等の緊急を要する事項についての対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、予算審議の経緯や諸情勢の変動を踏まえ、なお一層の節減、合理化を図りながら、財政健全化を念頭に置き、予算で定められた行政目的の達成を目指して行ったものであります。

歳入については、市税の適正賦課と徴収体制の強化や全職員体制による取り組みにより徴収率の向上に努め、国・道支出金、優良な地方債等の確保を図り、さらには普通交付税

の減額影響について、行財政改革の取り組み状況を強く訴え、財政支援要請を行ったものであります。

歳出については、経費の効率的な執行と行政サービスの低下とされない見直しを行い、執行したものであります。

決算の状況は、最終予算額106億164万円に対して、歳入決算額は103億5,381万4,204円で、予算に対する収入率は97.7%であります。

一方、歳出決算額は103億3,818万9,627円で、予算に対する執行率は97.5%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は1,562万4,577円となり、この全額を平成17年度に繰り越して、使用いたすものであります。

なお、平成16年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

以上、別冊の一般会計歳入歳出決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、8人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号平成16年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定については、8人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付した一覧表のとおり8人を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました8人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第8 認定第2号から認定第8号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の8 認定第2号から認定第8号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 認定第2号平成16年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成16年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成16年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成16年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成16年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成16年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について、以上、一括して御説明申し上げます。

最初に、老人保健特別会計について御説明いたします。

平成16年度予算は、老人保健制度の改正における対象年齢の引き上げに伴う対象人員の減及び高額医療費の増に対処し、安定した財政運営を実施することを基本に編成したものであります。

予算の執行に当たっては、国庫負担金、道負担金及び支払基金交付金等の収入確保を図りながら事務的経費の効率的執行に努め、医療費については医療費通知の実施、レセプト点検等医療費の適正化に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額2億9,811万円に対し、歳入決算額は27億5,994万3,750円で、予算に対する収入率は95.2%であります。一方、歳出決算額は27億4,631万3,154円で、予算に対する執行率は94.8%であります。

この結果、歳入歳出差し引き残額は1,363万596円となり、この全額を平成17年度に繰り越して、使用いたすものであります。

次に、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

平成16年度予算は、急速な高齢化の進展や経済の低迷が続く中、老人保健制度改正における対象年齢の引き上げに伴う療養諸費等の負担増に対処するため、医療費の適正な給付及び負担の平準化を推進し、安定した財政運営を実施することを基本に編成したのもであります。

予算執行に当たっては、経済負担の大きい中間所得層の負担緩和を図るため保険料の引き下げを実施するとともに、健康家庭表彰制度を新設し、被保険者の健康保持増進に対する意識の高揚を図ってまいりました。

また、前年度に引き続き、収納率向上のための特別対策事業の実施や、事務的経費の効率的執行に努めたほか、骨粗しょう症検診、人間ドック費用の助成事業実施や医療費通知、レセプト点検及び総合データバンク事業により医療費適正化を図るとともに、国に対

しては補助金の増額を要請しながら、その確保に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額19億450万7,000円に対し、歳入決算額は18億2,597万1,669円で、予算に対する収入率は95.9%であります。一方、歳出決算額は17億8,930万4,655円で、予算に対する執行率は94.0%であります。

この結果、歳入歳出差し引き残額は3,666万7,014円となり、この全額を平成17年度に繰り越して、使用いたすものであります。

次に、介護保険特別会計について御説明いたします。

平成16年度の予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第2期介護保険事業計画における財政運営を基本として予算編成したものであります。年度途中においては、居宅介護サービス給付費の増額により予算の補正を行い、対応してきたところであります。

予算執行に当たっては、サービスの円滑な提供に努めたほか、第1号被保険者の介護保険料の収入確保の強化に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額10億9,983万9,000円に対して、歳入決算額は10億4,003万675円で、予算に対する収入率は94.6%であります。一方、歳出決算額は10億3,281万1,369円で、予算に対する執行率は93.9%であります。

この結果、歳入歳出差し引き残額は721万9,306円となり、この全額を平成17年に繰り越して、使用いたすものであります。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。

平成16年度予算は、恵まれた自然や生活環境を守り、快適な生活を送るための基盤整備として、管渠整備の充実及び水洗化の普及促進を目指すことを基本に編成したものであります。年度途中においては、職員給与経費等について必要な対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、予算審議の経緯を踏まえ、予算で定められた事業目的を達成することを基本に、事務的経費の節減、事業の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額14億5,763万3,000円に対して、歳入決算額は14億1,928万2,913円で、予算に対する収入率は97.4%であります。一方、歳出決算額は14億1,917万1,947円で、予算に対する執行率は97.4%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は11万966円となり、この全額を平成17年度に繰り越して使用いたすものであります。

次に、育英特別会計について御説明いたします。

平成16年度予算は、奨学金貸付限度額を高校生にあっては月額1万3,000円、専修学校生及び大学生にあっては月額3万2,000円とし、貸付人員については高校生7人、専修学校生3人、大学生12人を予定し編成したところ、貸付段階において高校生1名、大学生14名の実績となり、補正を行い対応したところであります。

決算の状況は、最終予算額 5 5 3 万 2, 0 0 0 円に対し、歳入決算額は 5 7 6 万 4, 6 2 0 円で、予算に対する収入率は 1 0 4. 2 %であります。一方、歳出決算は 5 5 3 万 2, 0 0 0 円で、予算に対する執行率は 1 0 0 %であります。

この結果、歳入歳出差し引き残高は 2 3 万 2, 6 2 0 円となり、この全額を平成 1 7 年度に繰り越して、使用いたすものであります。

次に、水道事業会計について御説明いたします。

初めに、本年 2 月に桂沢水道企業団で発生しました水道水へのジクロロメタン混入事故につきましては、市民並びに利用者の皆さんに大変御心痛をおかけしましたことに心からおわび申し上げます。水道事業者として、重大な責任を感じております。今後におきましては、私をはじめ関係する全職員を挙げて、市民並びに利用者の皆様から信頼される水道水の供給に最善を尽くし、水道事業の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

平成 1 6 年度の水道事業は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として施設の維持管理に努めるとともに、公営企業の独立採算性の原則に立ち、経営の改善と経費削減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入につきましては最終予算額 3 億 5, 5 8 3 万円 1, 0 0 0 円に対し、決算額は 3 億 6, 0 9 9 万 7, 7 7 8 円で、5 1 6 万 6, 7 7 8 円の増収となりました。一方、歳出につきましては、最終予算額 3 億 5, 1 3 8 万 2, 0 0 0 円に対し、経費の効率的な執行に努め、決算額は 3 億 3, 5 8 2 万 4 0 1 円で、1, 5 5 6 万 1, 5 9 9 円の不用額が生じ、当年度純利益は税抜きで 1, 8 7 8 万 4, 8 6 6 円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び整備、量水器取りかえ等について予定どおり執行したところであります。

収入では、決算額 9, 0 9 7 万 8, 4 1 1 円、支出では決算額 2 億 1, 4 2 9 万 4, 0 0 6 円となり、差し引き 1 億 2, 3 3 1 万 5, 5 9 5 円の不足額となったところであります。この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額 6 4 6 万 4, 3 0 4 円、過年度損益勘定留保資金 1 億 1, 6 8 5 万 1, 2 9 1 円をもって全額補てんいたしましたものであります。

最後に、病院事業会計について御説明いたします。

平成 1 6 年度の病院事業は、地域の基幹的中核病院としての使命を担いながら、経営の健全化を念頭に、待ち時間の短縮など患者サービスにこたえるため、特にリハビリテーション科を中心とした医療機器の整備を行い、また、平成 1 5 年に医師の卒後臨床研修病院として指定を受け、平成 1 6 年 4 月より研修医 1 名を受け入れ、医師確保と医療の質の向上を図ってまいりました。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入につきましては、人口減のほか平成 1 5 年度から本人負担が 2 割から 3 割への引き上げ影響で、いまだ診療離れが続いております。この影響による入院患者数の減により、最終予算額 2 9 億 3, 2 8 7 万 8, 0 0 0 円

に対し、29億72万9,962円の決算となり、3,214万8,038円の減収となりました。

一方、支出につきましては、給与費及び経費の効率的な執行に努めた結果、最終予算額30億8,278万6,000円に対して、30億3,896万3,155円の決算となり、4,382万2,845円の不用額を生むことができ、収支損益では税抜きで1億3,825万117円の純損失となりました。

次に、資本的収支であります。医療機器等の整備に伴う起債の借入れは、購入費の減に伴い、予算額1億1,302万7,000円に対して、1億1,282万7,000円の決算となり、20万円の減となりました。

一方、支出につきましては、予算額2億3,279万7,000円に対し、効率的な執行により2億3,261万3,420円となり、18万3,580円の不用額を生むことができ、差し引き1億1,978万6,420円の不足額となったところであります。この不足額は、損益勘定留保資金7,245万9,506円と、当年度消費税資本的収支調整額1万6,924円で補てんし、なお不足する4,730万9,990円は一時借入金で措置いたすものであります。

以上、一括して提案申し上げ、別冊の各会計決算書と監査委員の意見書をあわせて提出いたしますので、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

まず、認定第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第3号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第4号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第5号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第6号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第7号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、認定第8号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、認定第2号から認定第8号までについて質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第8号までについては、7人の委員

をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することにしたいと思
います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第2号から認定第8号までについては、7人の委員をもって構成する特別委員会を
設置し、付託の上、閉会中継続審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項
の規定により、配付した一覧表のとおり7人を指名したいと思います。御異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました7人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第9 意見書案第7号 自治体財政の充実・強化を求め る意見書

議長(扇谷知巳氏) 日程の9 意見書案第7号自治体財政の充実・強化を求める意見
書を議題とします。

本案については、斉藤勲議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、
提出者を代表し、斉藤勲議員から提案理由の説明を求めます。

斉藤勲議員、登壇説明願います。

(2番斉藤 勲氏 登壇)

2番(斉藤 勲氏) 自治体財政の充実・強化を求める意見書について朗読をして提案
をいたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、
地域生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっています。

国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税改革である「三位一体改
革」は、本来、地方の権限や裁量権の拡大を目指して取り組まれるべきものであります。

しかし、国から地方への税源移譲は当初予定されていた3兆円に達しない2.4兆円程
度にとどまり、国庫補助金の削減についても生活保護負担金が対象とされ、地方交付税制
度についても財務省や経済財政諮問会議において財政再建の立場から大幅削減すべきとの
提案が出されるなど、地方の立場に立ったものとは言えません。

2006年度予算は、「三位一体改革」最後の年とされていますが、これまでの不十分
さを覆し、真に自治体財政確立につながる改革の総仕上げとならなければなりません。

新年度予算における三位一体改革が、効率性や財政コスト削減という観点だけでなく、

地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押しつけを行うことのないよう、国の関係機関等に対し、地方財政の充実・強化を目指す立場から次のことを強く求めます。

1、地方財政再建と地方自立につながる財政改革に向けて、当面、閣議決定のとおりおむね3兆円の税源移譲を確実にすること。

2、生活保護費負担金は国の義務的経費であり、国庫負担率引き下げは地方への単なる負担転嫁に過ぎないため、国庫負担率の引き下げを行わないこと。

3、地方が裁量権や自由度を拡大し、地方自治体の自立と分権改革の基盤確立を目指すためにも2007年度以降も継続して税財政改革を継続すること。

4、国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月22日、北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしくお願ひいたします。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第7号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第7号自治体財政の充実・強化を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第10 意見書案第8号 米国産等生馬鈴しょの輸入 解禁に反対する要望意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の10 意見書案第8号米国産等生馬鈴しょの輸入解禁に反対する要望意見書を議題とします。

本案については、齊藤且議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、高橋議員から提案理由の説明を求めます。

高橋議員、登壇説明願います。

(8 番高橋 守氏 登壇)

8 番 (高橋 守氏) 米国産等生馬鈴しょの輸入解禁に反対する要望意見書につきまして、朗読をもって説明をさせていただきたいと思ひます。

我が国政府は、生馬鈴しょ輸入については、シストセンチュウ等病害中の汚染国からは植物防疫法に基づき輸入禁止措置をとってきておりますが、昨年 11 月の日米植物検疫定期協議において、米国側から生馬鈴しょ (ポテトチップス用) の限定的な輸入解禁の提案・要請が行われ、現在、農林水産省では防疫上の安全性についての科学的検証を実施しているところであります。

米国側の提案では、汚染された州以外からの輸入であり、加工工場まで密閉状態で直送し、加工後の残・についても焼却処分をするなど安全性の確保を図ると説明しております。さらに、本年 6 月末に行われた日米植物定期協議では、日本政府は米国で生産している州と過去の病害虫が発生した地域での防疫上の安全性について、検疫官を派遣することを決めるなど、安全性が確認されれば輸入解禁の手続に入るとしてあります。

しかしながら、輸入に際して密閉での状態とはいえ生鮮状態で輸入されるため、植物防疫上、土壌病害虫の侵入を完全に防ぐことは免れず、輸入解禁されれば北海道の畑作農業に及ぼす影響は大きなものがあります。さらには、防疫上の問題に加え、遺伝子組みかえ品種や発芽抑制剤等残留農薬など食品としての安全性に影響を及ぼすものであり、消費者にも不安を与えるものであります。

つひては、国及び政府機関は米国産等生馬鈴しょの輸入解禁を認めないよう下記のとおひ要望いたします。

記。

1、生馬鈴しょ輸入解禁は、植物防疫上、土壌病害虫の侵入のおそれがあり、本道畑作に取り返しのつかない多大な影響を与えるため、米国側の要請を絶対に認めないこと。

2、国産馬鈴しょ長期貯蔵が可能な加工用品種の早期開発など国の支援強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出させていただきたいと思ひます。

平成 17 年 9 月 22 日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては、記載のとおりでございます。

御審議の上、御採択いただきますようよろしくお祈ひ申し上げます。

議長 (扇谷知巳氏) お諮ひします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

議長 (扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮ひします。

意見書案第 8 号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第8号米国産等生馬鈴しょの輸入解禁に反対する要望意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第11 意見書案第9号 耐震化促進のための施策の
拡充を求める意見書

議長(扇谷知巳氏) 日程の11 意見書案第9号耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤且議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤且議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤且議員、登壇説明願います。

(3番齊藤 且氏 登壇)

3番(齊藤 且氏) 耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書を朗読提案説明とさせていただきます。

昨年10月の新潟中越地震、そして今年3月、大地震発生の可能性は低いと言われていた福岡でも福岡県西方沖地震が起きるなど、最近、大地震が相次いでいます。いずれも多大な被害をもたらしています。さらに、今年7月の千葉北西部地震では、首都圏の交通網・通信網の脆弱さが露呈しました。

大地震はいつどこで発生してもおかしくありません。大地震への備えとしては防災対策のみならず、大地震発生時に被害を最小限に抑える「減災」への取り組みが求められています。そして、減災のために最も有効な対策が住宅や建築物の耐震化です。

その観点から本年6月、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」がまとめた提言では、住宅や建築物のそれぞれについて、今後10年間で耐震化率を9割にまで引き上げることとする数値目標を設定し、達成に向けた促進策を提示しました。まさに、「耐震化は時間との競争」であり、地震による人的・経済的被害を最小限に抑えるために、耐震化促進のための施策について下記の事項について早急に施策の拡充をするよう要望します。

記。

1、耐震改修に関して税制、予算両面で施策を拡充。

国土交通省は今年度から、往來の耐震診断・耐震改修に対する補助制度を統合し用途を広げたほか、自治体が地域の実情に応じて民間住宅の耐震改修に活用できる地域住宅交付金制度をさきの国会で成立させました。これらの制度を全国に普及させるとともに、税額控除制度など税の優遇措置を創設すること。

2、耐震改修促進法等に関する制度の充実・強化。

耐震性が不十分な密集市街地の住宅に耐震診断の指示や正当な理由もなく改修の指示に従わない場合は、建築物を公表できるようにするべきであり、さらに規模の大きな建築物については耐震診断や改修を義務づけ、実施しない場合は改修命令を出せるよう、耐震改修促進法に関する制度の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月22日、北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりであります。

以上、御審議の方、よろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第9号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第9号耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第12 意見書案第10号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の12 意見書案第10号国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤且議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、岩崎議員から提案理由の説明を求めます。

岩崎議員、登壇説明願います。

（15番岩崎賢治氏 登壇）

15番（岩崎賢治氏） ただいま上程されました国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書について、朗読し提案にかえさせていただきます。

国の季節労働者冬期援護制度は、1977年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部が変更されながらも、30年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてき

ました。しかしながら、政府は2004年度から現行の「冬期雇用安定奨励金」制度、「冬期技能講習助成交付金」制度について大幅な「見直し」を行うとともに、2006年度をもってこれらの制度を廃止しようとしております。

国は、「政策効果が上がっていない」ことを廃止の理由に挙げておりますが、国の季節労働者冬期援護制度のもとで、制度発足当初は約30万人を数えた季節労働者は今約16万人となっており、建設業における通年雇用化が進んで通年雇用の労働者の比率が季節雇用の労働者を上回るようになってきました。

同時に、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、道内の建設投資額が1月から3月の第4四半期において大幅に減少する状況は依然として続いており、東北各県と比較しても際立っております。したがって、相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ないのが現状であります。

また、とりわけ北海道においては、長期にわたる不況と景気回復のおくれ、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増しております。こうした中で国が季節労働者冬期援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすだけでなく、建設業者をはじめ地域経済にも深刻な影響を与えることは明らかであります。

よって、国においては、季節労働者冬期援護制度を存続し、さらに内容を拡充すべきであります。また、国の発注する公共事業において、冬期間の雇用の拡大を図るとともに、夏場についても地元業者が受注できる仕事をふやすなど、雇用対策を強化する必要があります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月22日、北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第10号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第10号国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第 13 意見書案第 11 号 消費生活相談体制の充実
・強化を求める意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の 13 意見書案第 11 号消費生活相談体制の充実・強化を
求める意見書を議題とします。

本案については、斉藤勲議員ほか 4 人からの共同提案にかかわるものであり、この際、
提出者を代表し、猿田議員から提案理由の説明を求めます。

猿田議員、登壇説明願います。

（ 10 番猿田重夫氏 登壇 ）

10 番（猿田重夫氏） ただいま上程されました消費生活相談体制の充実・強化を求め
る意見書を、朗読提案をもって説明いたします。

全道の消費生活相談件数は、毎年増加を続けており、平成 16 年度には 10 万件を超
え、前年度比で 30% の増となっております。

相談の内容も、架空請求、振り込め詐欺、悪質リフォーム詐欺や寝具などの次々販売な
ど、悪質業者による消費者被害が激増し、大きな社会問題となっております。

道は、このたび、市町村との役割分担と相談体制の効率化を図る観点から、平成 18 年
度から支庁相談所を廃止し、道センターに一元化するという見直しの方向を発表しまし
た。

しかし、多くの町村は、人口規模も小さく単独で専門の相談員を配置することは困難な
ため、職員の兼務により対応しておりますが、専門的な知識が必要な相談には支庁相談員
の助言を得て対処している現状にあります。支庁相談所は地域の消費生活相談のかなめ
であり、地域の消費者保護に欠くことができない重要な機関です。

支庁相談所の廃止は、地域の消費生活行政の大幅な後退につながり、また、悪質商法の
増加によって消費者被害の拡大が懸念されます。

道は、このような地域の実情を御理解いただき、今後も支庁相談所を存続するととも
に、より体制の充実・強化を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 17 年 9 月 22 日、北海道三笠市議会。

提出先、北海道知事。

以上で御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第11号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第11号消費生活相談体制の充実・強化を求める意見書案は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長(扇谷知巳氏) 以上をもちまして、平成17年第3回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員